

平成 22 年度 尊厳擁護専門委員会 開催報告

【活動実績と今後の課題等について】

1 開催状況

	開催日	内 容
第 2 回	12 / 22 (水)	北九州八幡東病院における虐待事案について ・経緯説明、控訴審判決・陳情書等の概要報告 ・論点についての検討
第 3 回	1 / 17 (月)	北九州八幡東病院における虐待事案について ・論点についての検討
第 4 回	2 / 21 (月)	北九州八幡東病院における虐待事案について ・意見陳述に対する元看護課長からの申入書について ・論点についての検討

2 主な活動実績

(1)北九州八幡東病院における虐待事案について

ア 平成 19 年度に北九州八幡東病院（介護療養型医療施設）における虐待の事実確認を行い、要因分析や再発防止策について意見を述べた虐待事案について、刑法上の傷害罪が問われた控訴審において無罪判決が出され、平成 22 年 10 月 1 日に確定したところである。

これに伴い、高齢者虐待防止法に規定する「虐待」と刑法上の「傷害罪」とは、法律の趣旨、目的、内容が異なり、高齢者虐待防止法に照らして判断する必要があることから、事務局から傷害事件の無罪判決の裁判記録の内容等の報告を受けながら、高齢者の尊厳保持の観点からどう考えるべきかについて議論をはじめたところである。

平成 19 年当時の虐待と判断した理由の 7 つの項目について高齢者虐待防止法の観点や市民のための介護サービスの視点から、介護ケアのあり方として今回の行為をどのように考えるべきか検討を行っている。

イ また、元看護課長から陳情書が提出され、意見陳述を要望されていることでもあるので、直接、非公開で話を伺うこととした。

なお、意見陳述については、元看護課長から、陳述時間等の見直しの申し入れがあったため、高齢者虐待防止法の考え方や尊厳擁護専門委員会の役割、及び意見陳述の趣旨を事務局から説明を行ったところである。

3 今後の課題・予定

(1)意見の取りまとめ

高齢者虐待防止法の観点や市民のための介護サービスの視点から、介護ケアのあり方として今回の行為をどのように考えるべきか、次回以降専門委員会としての意見を取りまとめしていく。